

登米市耐震改修促進計画 (改定)

平成 20 年 3 月 (策定)

平成 28 年 3 月 (改定)

令和 3 年 3 月 (改定)

登 米 市

はじめに

昭和 53 年宮城県沖地震は、県内の死者 27 人のうち家屋の倒壊など屋内で死亡した者は 8 人に止まったが、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により 6,400 人余の尊い命が奪われた。地震による直接的な死者 5,502 人の約 9 割にあたる 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等により死亡した。

同地震による建築物の被害状況に関する多くの調査・分析によると、昭和 56 年 6 月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。これらの教訓を踏まえ、平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」（平成 17 年 3 月）においても、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

このような認識の下に、国は、平成 18 年 1 月に定め平成 30 年 12 月に改定された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、住宅の耐震化率について、令和 2 年度までに少なくとも 95%とすることを目標として設定していたが、国の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（令和 2 年 5 月）において、「現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて令和 7 年に 95%とすること」を提案されている。さらに、平成 31 年 1 月に施行された「改正耐震改修計画促進法」では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けている。

宮城県では、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示すものとして、平成 19 年に「宮城県耐震改修促進計画」を策定し、様々な建築物等の地震対策を講じており、さらに、平成 26 年 3 月及び平成 28 年 3 月には改正耐震改修計画促進法を踏まえ、改定を行っているところである。

わが国では、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。こうした情勢から、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となっている。

登米市においても、平成 19 年 2 月に「登米市地域防災計画」を策定し、近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えているところであり、このような状況から、登米市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき、平成 31 年 1 月の法改正や宮城県耐震改修促進計画などとの整合を図り、市内の建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために改定をするものである。

令和 3 年 3 月

登米市長 熊谷 盛廣

登米市耐震改修促進計画

目 次

はじめに	1
第1章 計画の目標.....	4
1. 計画設定の背景.....	4
1-1 登米市における地震被害.....	4
1-2 住宅・建築ストックの耐震化の現状.....	9
1-3 宮城県沖地震等の被害想定.....	13
1-4 直下型地震の被害想定.....	19
2. 計画の基本的事項.....	20
2-1 計画の目的.....	20
2-2 計画の位置づけと期間等.....	20
2-3 基本方針及び計画の目標.....	22
2-4 課題の整理.....	26
第2章 耐震化促進施策の内容.....	27
1. 住宅.....	27
1-1 普及・啓発.....	27
1-2 耐震診断の促進.....	27
1-3 耐震改修の促進.....	27
2. 多数の者が利用する特定建築物.....	28
2-1 普及・啓発.....	28
2-2 耐震診断及び耐震改修の促進.....	28
3. その他の建築物.....	29
3-1 普及・啓発.....	29
3-2 耐震診断及び耐震改修の促進.....	29
4. 公共建築物（市有建築物）.....	29
4-1 台帳の整備.....	29
5. 地域避難所（地区集会所）.....	29
5-1 台帳の整備.....	29
5-2 耐震改修の促進.....	29
6. 地震時に通行を確保すべき道路.....	30
7. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	30
第3章 啓発及び知識の普及に関する施策.....	31
1. 地震ハザードマップの活用.....	31
2. 啓発及び知識の普及.....	31
3. 技術者の養成.....	31
4. 家具の転倒防止策.....	31
5. 町内会、NPO等との連携に関する方針.....	31
6. 高齢者世帯への支援の方針.....	32
第4章 宮城県との連携.....	33

1. 宮城県との連携.....	33
1-1 宮城県との連携.....	33
2. 宮城県が実施する事項.....	33
2-1 指導・助言の方法.....	33
2-2 指示・公表の方法.....	33
2-3 報告・検査等の方法.....	33
2-4 勧告又は命令の方法.....	33
第5章 関連施策	35
1. 宮城県建築物等地震対策推進協議会との連携・活用	35
2. ブロック塀等の倒壊防止対策.....	35
3. 非構造部材（落下物）及び建築設備の耐震対策	36
4. 被災建築物・宅地の応急危険度判定.....	36

第1章 計画の目標

1. 計画設定の背景

1-1 登米市における地震被害

(1) 過去の地震被害

登米市の位置する宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合で発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

明治以降の陸域の地震としては、1956年の白石の地震（M6.0）、1900年（M7.0）と1962年（M6.5：宮城県北部地震）に宮城県北部で発生した地震が知られている。

太平洋沖合では、1896年の明治三陸地震（M8.2）や1933年の三陸地震（M8.1）、1968年十勝沖地震（M7.9）のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害による市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年（M7.3）、1897年（M7.4）、1936年（M7.4）と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

さらに、平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震では、沿岸部に津波による壊滅的な被害を受けているが、内陸市町村においても建築物等に大きな被害が発生している。

表 1-1-1 宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869. 7. 13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000)	宮城県
1611. 12. 2 (慶長16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南部、津軽で人馬の死3,000以上)	新編日本被害地震総覧
1646. 6. 9 (正保3)	陸前・岩代・下野	6.5~ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793. 2. 17 (寛政5)	陸前・陸中・磐城	8~8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上	新編日本被害地震総覧
1835. 7. 20 (天保6)	仙台	7	仙台城石垣破損	新編日本被害地震総覧
1896. 6. 15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121	新編日本被害地震総覧
1900. 5. 12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44	新編日本被害地震総覧
1933. 3. 3 (昭和8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950	新編日本被害地震総覧
1960. 5. 23 (昭和35)	(チリ地震津波)		津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434	新編日本被害地震総覧
1962. 4. 30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340	新編日本被害地震総覧
1978. 6. 12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180	新編日本被害地震総覧
2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖(三陸南地震)	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033	宮城県(平成15年6月19日最終報告)
2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部 (宮城県北部連続地震)	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県 (平成16年1月9日現在)
2005. 8. 16	宮城地震	7.2	重軽傷者79、住宅一部破損383	宮城県(平成17年12月27)

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
(平成17)				日確定報告)
2008. 6. 14 (平成20)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	死者14、負傷者365、住宅全壊28、半壊141、一部破損173	宮城県(平成23年4月29日現在)
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,566、行方不明者1,219、住家全壊83,005	宮城県(令和2年4月30日現在)
2011. 4. 7 (平成23)	東北地方太平洋沖地震	7.2	住家半壊155,130、一部破損224,202	

登米市地域防災計画

表 1-1-2 登米市における昭和以降の主な地震被害

地域	被害状況
迫	昭和37年4月30日 宮城県北部連続地震M6.5 昭和53年2月20日 地震M6.7 宮城県沖 学校、公共施設等で壁の亀裂の発生、壁・窓ガラスの落下等の被害発生 建造物被害：18,874千円、道路・橋りょう等被害：2,295千円、住家被害：38,904千円 昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 佐沼地区の市街地を中心に倒壊家屋が続出 重軽傷者：48名、家屋全壊：29棟、家屋半壊：144棟、家屋一部破損多数、交通の寸断が各所で発生 農業被害：203ha 被害額：1,000,000千円以上
登米	昭和37年4月30日 宮城県北部連続地震M6.5 昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 登米大橋の損壊、登米高等尋常小学校校門（赤レンガ門）崩壊の被害発生
東和	昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 住家全壊：2戸、住家半壊：7戸、住家一部破損：193戸、非住家一部破損：4戸 家屋被害額：57,800千円、農業用施設被害額：284,600千円、教育関係被害額：8,250千円、 土木関係被害額：39,150千円
中田	昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 負傷者：2名、被災者数：4,298名、住家全壊：4棟、住家半壊：26棟、住家一部破損：514棟、 非住家破損：331棟 家屋被害額：291,871千円、水道施設被害額：742千円、教育関係被害額：4,785千円、 土木関係被害額：11,200千円、その他の被害額：470,345千円
豊里	昭和37年4月30日 宮城県北部連続地震M6.5 昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 負傷者：2名、被災者：680名、家屋破損139戸 総被害額474,392千円
米山	昭和37年4月30日 宮城県北部連続地震M6.5 震度6を記録。千貫地区の被害が甚大で、道路の亀裂や陥没、家屋の全壊、半壊等の被害が発生。災害救助法が適用され、災害復旧事業が昼夜の別なく1ヵ月余り実施された。家屋の全壊者には仮設住宅を建設する等の対策が講じられた。 昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 家屋全壊：45棟、家屋半壊：67棟、家屋一部破損：1,531棟等 6月14日災害救助法が適用される。
石越	昭和12年7月27日 大地震M7.2 金華山沖 登米、石巻、松島、若柳強震 昭和37年4月30日 宮城県北部連続地震M6.5 昭和39年6月16日 新潟地震M7.5 県内各地に被害発生 昭和43年5月16日 十勝沖地震M7.9 北海道から東北地方にかけて強い地震が発生 昭和53年2月20日 地震M6.7 宮城県沖 窓ガラスの破損、壁の亀裂等の被害発生 昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 家屋破損206戸、総被害額389,800千円
南方	昭和37年4月30日 宮城県北部連続地震M6.5 昭和53年2月20日 地震M6.7 宮城県沖 震度4を観測、西郷地区を中心に家屋の破損や水道管の破裂等の被害発生 被害額：約390,000千円 昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 震度5を観測、地域全体に被害が及ぶ 住家全壊：14棟、住家半壊：15棟、住家一部損壊：515棟、非住家全壊：17棟、非住家半壊：25棟、 非住家一部損壊：268棟、水田2,290a等に被害 総被害額：約912,000千円
津山	昭和53年6月12日 宮城県沖地震M7.4 重傷者：1名、公共施設：48、その他：350戸 総被害額：119,300千円
登米市	平成20年6月14日 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震M7.2 （略） 平成23年3月11日 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円

登米市地域防災計画

(2) 宮城県沖地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推進本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行い、日本海溝沿いの地震活動について、「宮城県沖地震の長期評価」（平成 12 年公表）、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（平成 14 年公表）を公表したほか、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、同年 11 月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表したが、東北地方太平洋沖地震の直後の改定であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上であったため、暫定定期的な評価であった。

その後、東北地方太平洋沖地震から約 8 年が経過した平成 31 年 2 月、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い、新たな長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れ第二版を改定し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表された。

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成 31 年 1 月 1 日を基準日として算定された地震発生率値を公表していたが（平成 31 年 2 月 26 日公表）、その後再計算を実施し、令和 2 年 1 月 1 日を基準日とした長期評価による地震発生率値に更新された。

ただし、前述の「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成 31 年 2 月）、推進本部では、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震については、東北地方太平洋沖地震の余効すべり※による応力変化の影響で、宮城県沖の陸寄りの部分では東北地方太平洋沖地震以前の平均的な状況と比べて地震発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率はより高い可能性があるとしているほか、宮城県沖の陸寄りでも繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）においては、地震発生確率はより高い可能性があるとともに、震源域が陸寄りに特定されているため、宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要であるとされている。

※地震後に地震断層が揺れを起こさず、ゆっくりとすべる現象

表 1-1-3 過去の宮城県沖地震の概要

年	前回の地震からの経過年数	地震の規模	備考
1793		M8.2 程度	連動※
1835	42.4 年	M7.3 程度	単独
1861	26.3 年	M7.4 程度	〃
1897	35.3 年	M7.4	〃
1936	39.7 年	M7.4	〃
1978	41.6 年	M7.4	〃

※連動とは日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合をいう。

出典：「宮城県地震の長期評価」（平成 12 年 11 月、地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成 15 年 11 月 12 日一部変更）

表 1-1-4 海溝型地震の長期評価の概要(基準日 令和3年(2021年)1月1日※1)

領域または地震名		長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード※2)	地震発生確率			平均発生間隔		
			10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550年~600年程度 程度 9.8年前	
		宮城県沖〔領域〕	7.9程度	9%	20% 程度	40% 程度	109.0年 -	
		小さいプレート間地震 ひとまわり	宮城県沖〔領域〕	7.0~7.5程度	50% 程度	90% 程度	90% 程度以上	12.6~14.7年 -
			宮城県沖の陸寄りの地震 (宮城県沖地震)	7.4前後	ほぼ0% ~0.4%	60%~ 70%	90% 程度以上	38.0年 9.8年前
		海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	Mt8.6~9.0※	9%	30% 程度	40% 程度	102.8年 -	
	プレート内地震	沈み込んだプレート内の地震	7.0~7.5程度	30%~ 40%	60%~ 70%	80%~ 90%	22.0年~29.4年 -	
		海溝軸外側の地震	8.2前後	2%	7%	10% 程度	411.2年 -	

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(令和3年1月13日、地震調査研究推進本部地震調査委員会)より

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋である

※2 「マグニチュード」は津波マグニチュード(津波の高さの空間分析を使って算出する地震の大きさの指標)を示す。

1-2 住宅・建築ストックの耐震化の現状

(1) 建築物のストック数

市内の令和元年の構造別建築物棟数は表 1-1-5 及び図 1-1-1 に示すとおりであり、棟数ベースでは木造建築物が 90.5%を占めている。

また、市内の建築物数は 87,275 棟であり、その時期別、構造別の内訳は表 1-1-6 及び図 1-1-2 に示すとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）より前に建設された建築物は約 3 分の 2（65.3%）を占めている。

表 1-1-5 構造別建築物棟数一覧表

(単位:棟)

区分	木造		鉄骨造		鉄筋コンクリート		鉄骨鉄筋コンクリート		その他		合計	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合
住家	34,329	97.0%	685	1.9%	29	0.1%	5	0.0%	343	1.0%	35,391	100.0%
非住家	44,697	86.1%	5,221	10.1%	222	0.4%	32	0.1%	1,712	3.3%	51,884	100.0%
合計	79,026	90.5%	5,906	6.8%	251	0.3%	37	0.0%	2,055	2.4%	87,275	100.0%

資料：令和元年 登米市家屋課税台帳

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出した。

表 1-1-6 建築時期別・構造別建築物棟数

(単位:棟)

区分	昭和 56 年 5 月 31 日以前		昭和 56 年 6 月 1 日以降		合計	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合
木造	53,048	67.1%	25,978	32.9%	79,026	100.0%
非木造	3,965	48.1%	4,284	51.9%	8,249	100.0%
合計	57,013	65.3%	30,262	34.7%	87,275	100.0%

資料：令和元年 登米市家屋課税台帳

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出した。

図 1-1-1 構造別建築物棟数

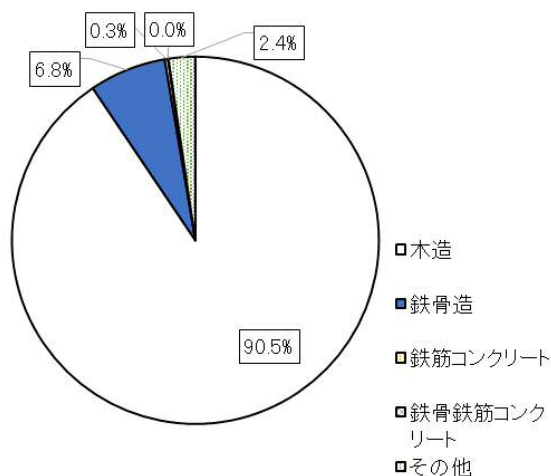
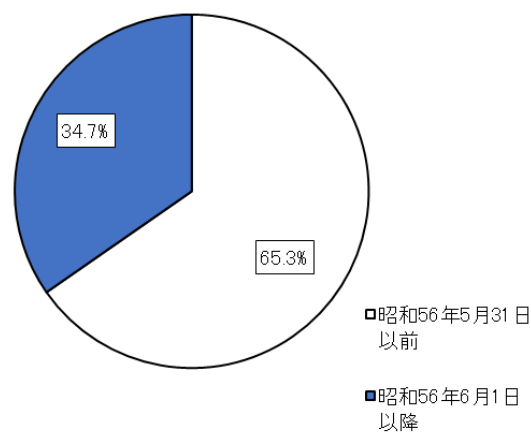


図 1-1-2 建築時期別建築物棟数



(2) 住宅のストック数

同様に、市内の住宅状況を把握すると、令和元年の構造別住宅棟数は表 1-1-7 及び図 1-1-3 に示すとおりであり、木造住宅が 96.7%を占めている。

また、市内の住宅戸数は 33,699 棟であり、その時期別、構造別の内訳は表 1-1-8 及び図 1-1-4 に示すとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）より前に建設された住宅は約 2 分の 1（50.9%）を占めている。

※宮城県住生活基本計画（平成 29 年 3 月）では、最低居住面積水準を 25 ㎡としていることを踏まえ、家屋課税データの「現況床面積」より、25 ㎡未満を対象外とする。

表 1-1-7 構造別住宅棟数一覧表

(単位:棟)

区分	木造		鉄骨造		鉄筋コンクリート		鉄骨鉄筋コンクリート		その他		合計	
戸建て	32,066	97.0%	620	1.9%	28	0.1%	4	0.0%	329	1.0%	33,047	100.0%
共同住宅	509	78.1%	91	14.0%	25	3.8%	1	0.2%	26	4.0%	652	100.0%
合計	32,575	96.7%	711	2.1%	53	0.2%	5	0.0%	355	1.1%	33,699	100.0%

資料：令和元年 登米市家屋課税台帳

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出した。

表 1-1-8 建築時期別・構造別住宅棟数

(単位:棟)

区分	昭和 56 年 5 月 31 日以前		昭和 56 年 6 月 1 日以降		合計	
木造	17,031	52.3%	15,544	47.7%	32,575	100.0%
非木造	135	12.0%	989	88.0%	1,124	100.0%
合計	17,166	50.9%	16,533	49.1%	33,699	100.0%

資料：令和元年 登米市家屋課税台帳

※割合は、合計に占める比率を区分ごとに算出した。

図 1-1-3 構造別住宅棟数

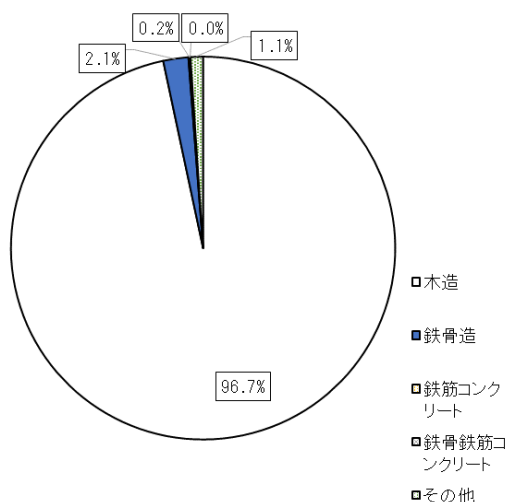
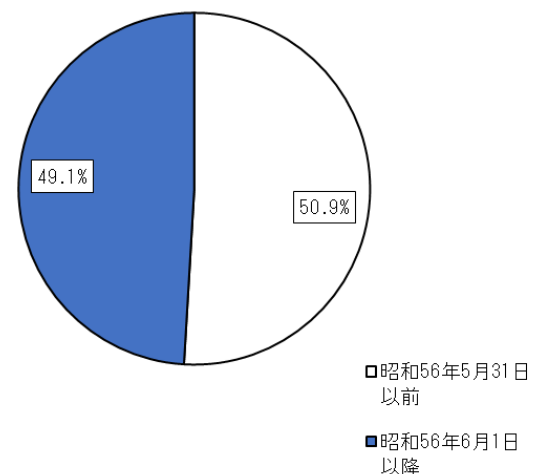


図 1-1-4 建築時期別住宅棟数



(3) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について調査した結果は、表 1-1-9 及び図 1-1-5 に示すとおりである。

市内の住宅総数 33,699 棟のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は 21,922 棟あり、耐震化率は 65.1%となっている。一方、耐震化が不十分なものは 11,777 棟 (34.9%) と推計され、そのうち戸建木造住宅が 11,767 棟である。

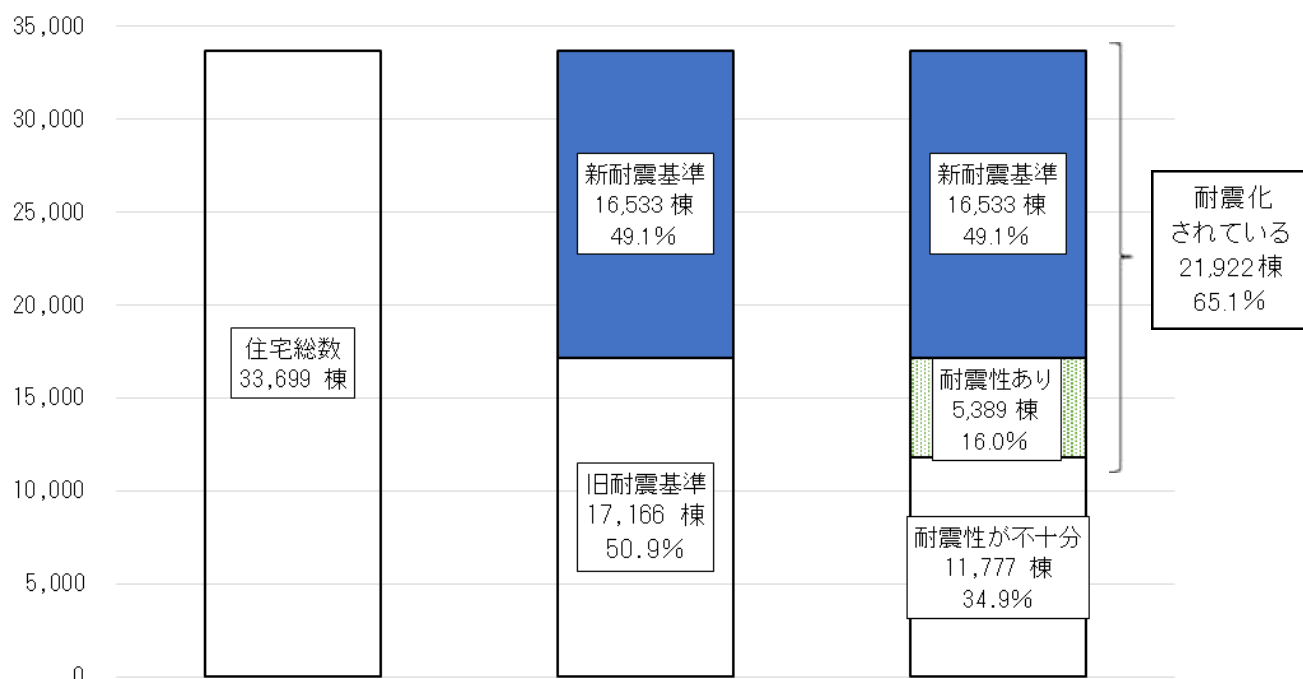
表 1-1-9 住宅の耐震化の状況

分類	総数 A	新耐震基準 B	旧耐震基準 C	うち耐震性ありと推定 D	耐震化されている	耐震化率 F=E/A
					E=B+D	
戸建て	33,047	15,919	17,128	5,361	21,280	64.4%
共同住宅	652	614	38	28	642	98.5%
計	33,699	16,533	17,166	5,389	21,922	65.1%

資料：令和元年 登米市家屋課税台帳

※宮城県住生活基本計画（平成 29 年 3 月）では、最低居住面積水準を 25 m²としていることを踏まえ、家屋課税データの「現況床面積」より、25 m²未満を対象外とする。

図 1-1-5 住宅の耐震化の状況(令和元年)



(4) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法と記す）」では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものを「多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物」（以下「多数の者が利用する特定建築物」と規定している。

市内の「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「医療施設」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表 1-1-10 に示す。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

全体では対象建築物の合計 90 棟のうち、耐震化済みの建築物は 89 棟となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は 98.9%である。

また、用途別にみると特定多数人員収容施設を除く全ての用途で耐震化率 100%となっている。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物（昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物）及び昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行ったもの及び昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物などの合計である。

表 1-1-10 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

区 分		令和元年			
		非耐震化棟数 A	耐震化済棟数 B	全棟数 C=A+B	耐震化率 B/C (%)
防災対策施設	本庁舎、総合支所、消防署等	0	6	6	100.0
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	0	48	48	100.0
医療施設	病院	0	4	4	100.0
社会福祉施設等	老人ホーム等	0	2	2	100.0
不特定多数人員 収容施設	劇場、公会堂、集会所、ホテル、店舗	0	15	15	100.0
特定多数人員 収容施設	事務所、共同住宅、工場等	1	14	15	93.3
	うち、共同住宅	0	1	1	100.0
合 計		1	89	90	98.9

1-3 宮城県沖地震等の被害想定

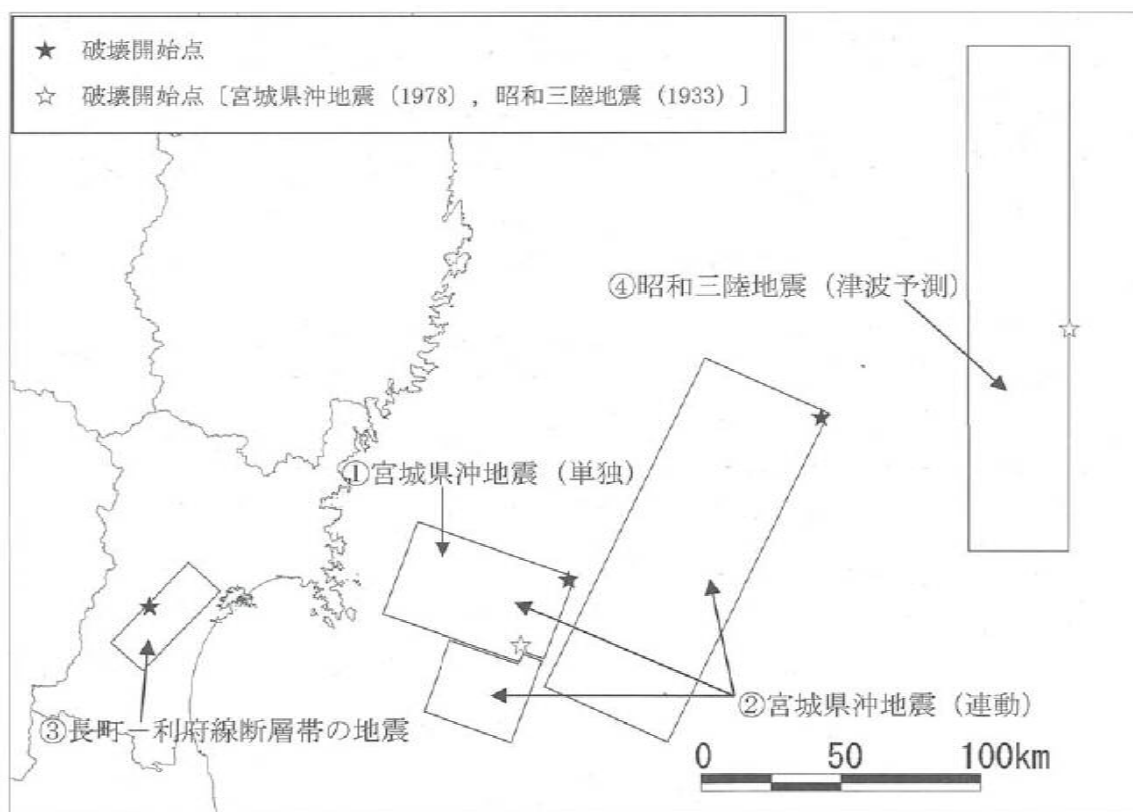
(1) 地震被害想定調査結果の概要

宮城県では、1978年宮城県沖地震以降の昭和59年度～61年度と1995年兵庫県南部地震以降の平成7年度～8年度に地震被害想定調査を実施し、地震対策を行ってきたが、より正確な地震防災対策の施行をしていくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年に調査結果を公表している。

その後、平成22年度及び23年度の計画で新たな宮城県防災会議地震対策等専門部会を設置し、第四次の地震被害想定調査に着手し、地震動・液状化の予測、津波の予測は実施したものの、平成23年度に予定していた調査のための基礎資料が東日本大震災により毀損したことから被害想定調査を行うことができなくなったため、第四次の調査は被害想定までは行わない中間報告をもって完了している。

このことから、本計画における宮城県沖地震等の被害想定については、東日本大震災以前のデータを用いた平成28年度改定版とした。

図 1-1-6 想定した地震の断層モデル位置図



資料：宮城県地震被害想定調査（平成16年）

図 1-1-7 予想震度分布

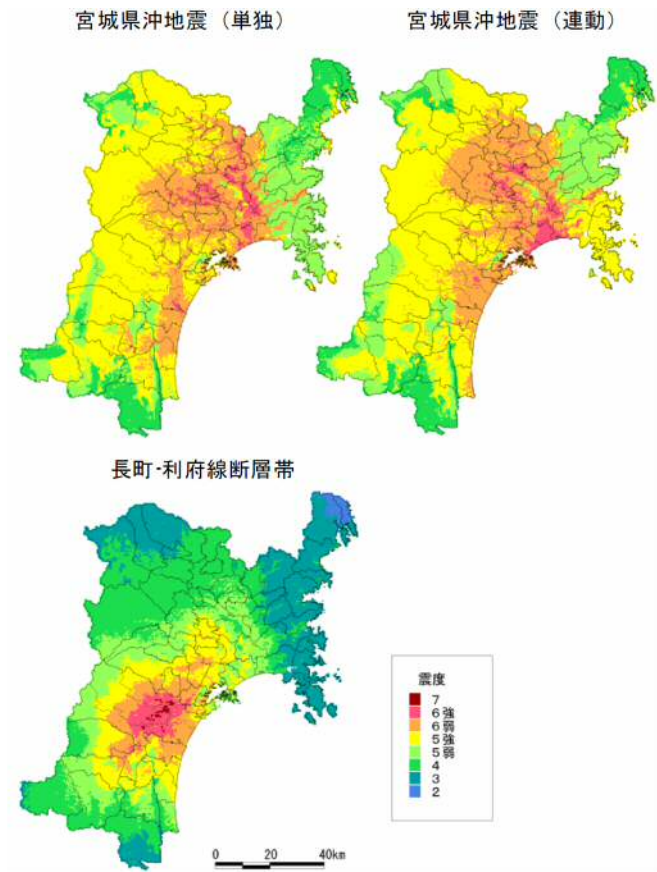
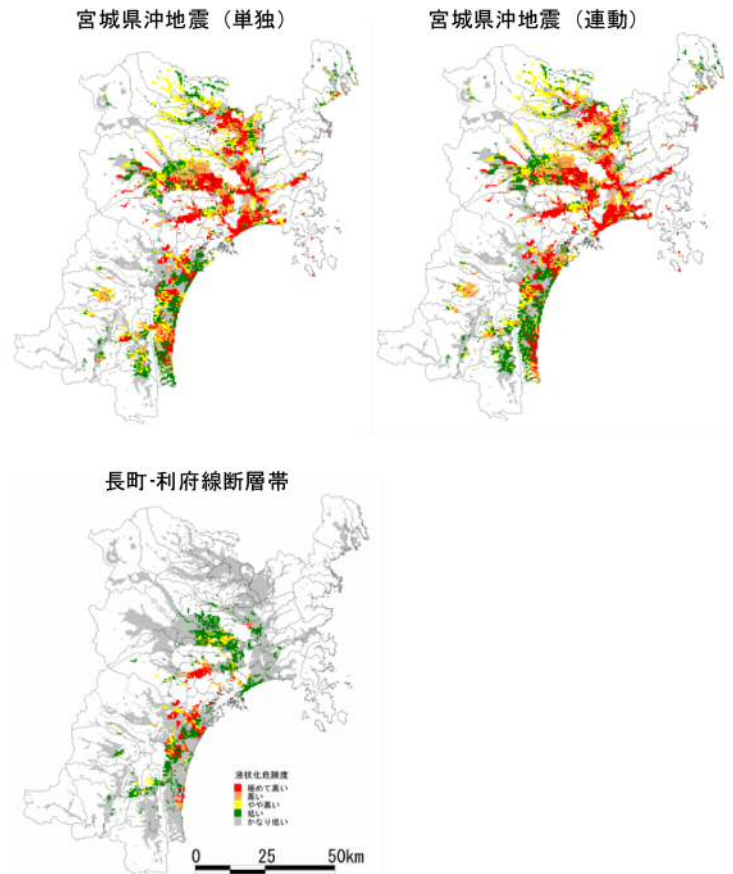


図 1-1-8 液状化危険度判定結果



(2) 建築物被害の予測結果

地震被害想定調査結果の概要は表 1-1-11 に示すとおりである。

このうち、建築物被害の揺れと液状化による予測結果について、想定地震別に全県の状況を表 1-1-13 に、揺れと液状化による全建築物の全壊数分布を図 1-1-9 に、半壊数分布を図 1-1-10 に示した。

表 1-1-11 地震被害想定調査結果の概要

項目		想定地震	①宮城県沖地震（単独） （海洋型）	②宮城県沖地震（連動） （海洋型）	③長町－利府線断層帯の地震 （内陸直下）
モーメント・マグニチュード(Mw)			7.6	8.0	7.1
予想震度			県北部の旧矢本町から旧中田町にかけての地域、旧小牛田町周辺、仙台市東南で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	県北部の旧鳴瀬町から旧桃生町にかけての地域、旧小牛田町から旧南方町にかけての地域で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	仙台市の青葉区および泉区の東部で震度6強、その周辺で震度6弱となっている。仙台市の東部を中心に影響を及ぼすと予想される。
液状化危険度			県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	単独地震と同様に、県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	仙台市東部および大郷町の平地で液状化危険度が高いところ分布している。
主な 想定 被害 の 結果	建築物	全壊・大破棟数	5,496 棟	7,595 棟	15,251 棟
		半壊・中破棟数	38,701 棟	50,896 棟	40,537 棟
	火災	炎上出火数	122 棟	158 棟	199 棟
		うち 延焼出火数	71 棟	95 棟	119 棟
		焼失棟数	2,482 棟	2,874 棟	4,509 棟
	人的	死者数	96 人	164 人	620 人
		負傷者数	4,014 人	6,170 人	11,003 人
		うち 重傷者数	468 人	658 人	983 人
		要救出者数	366 人	663 人	5,038 人
		短期避難者数	90,335 人	122,174 人	173,239 人
	うち 長期避難者数	13,010 人	16,669 人	41,066 人	

注) 被害の数字は冬の夕方（18 時頃）に地震が発生し、風向が西北西、風速が 6m/秒のケースである。

資料：宮城県地震被害想定調査（平成 16 年）

被害の分布としては、宮城県沖地震の単独および連動が北部を中心として県内一帯の低地部において被害が発生するのに対し、長町－利府線断層帯については断層近傍の仙台市周辺に被害が集中する傾向となる。この結果、全半壊率が 10%を超えると想定される地域は、表 1-1-12 に示すとおりである。

表 1-1-12 全半壊率が 10%を超えると想定される地域

地震別	地 域
宮城県沖地震（単独）	大崎市(旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧田尻町)、涌谷町、美里町(旧小牛田町、旧南郷町)、登米市(旧迫町、旧米山町、旧南方町)、石巻市(旧矢本町、旧河南町、旧桃生町)、東松島市(旧鳴瀬町)の 14 地域
宮城県沖地震（連動）	石巻市(旧石巻市、旧河北町、旧河南町、旧桃生町)、松島町、大崎市(旧鹿島台町、旧田尻町)、涌谷町、美里町(旧小牛田町、旧南郷町)、栗原市(旧瀬峰町)、登米市(旧米山町、旧南方町)、東松島市(旧矢本町、旧鳴瀬町)の 15 地域
長町－利府線断層帯	青葉区、宮城野区、太白区、泉区の 4 区

表 1-1-13 全県における建築物の被害予測結果一覧

項 目	被害項目	宮城県沖地震(単独)		宮城県沖地震(連動)		長町-利府線断層帯		
		棟数	率 (%)	棟数	率 (%)	棟数	率 (%)	
木造建物	揺れ	全壊	2,693	0.3	4,517	0.5	11,626	1.4
		半壊	33,732	4.0	45,622	5.4	36,047	4.3
	液状化	全壊	2,445	0.3	2,639	0.3	1,010	0.1
		半壊	4,211	0.5	4,282	0.5	1,642	0.2
	揺れ+液状化	全壊	5,138	0.6	7,157	0.8	12,637	1.5
		半壊	37,943	4.5	49,904	5.9	37,689	4.5
鉄筋コンクリート造建物	揺れ	全壊	19	0.1	32	0.1	138	0.5
		半壊	144	0.5	233	0.8	603	2.0
	液状化	全壊	61	0.2	68	0.2	32	0.1
		半壊	126	0.4	138	0.5	64	0.2
	揺れ+液状化	全壊	80	0.3	100	0.3	170	0.6
		半壊	269	0.9	371	1.2	667	2.2
鉄骨造建物	揺れ	全壊	26	0.0	56	0.0	2,328	2.0
		半壊	89	0.1	177	0.2	2,009	1.7
	液状化	全壊	252	0.2	282	0.2	116	0.1
		半壊	398	0.3	444	0.4	172	0.1
	揺れ+液状化	全壊	278	0.2	338	0.3	2,445	2.1
		半壊	488	0.4	621	0.5	2,181	1.9
全建物	揺れ	全壊	2,737	0.3	4,606	0.5	14,093	1.4
		半壊	33,965	3.4	46,032	4.6	38,658	3.9
	液状化	全壊	2,758	0.3	2,989	0.3	1,158	0.1
		半壊	4,735	0.5	4,864	0.5	1,878	0.2
	揺れ+液状化	全壊	5,496	0.6	7,595	0.8	15,251	1.5
		半壊	38,701	3.9	50,896	5.1	40,537	4.1

資料：宮城県地震被害想定調査（平成16年）

図 1-1-9 揺れと液状化による全建築物の全壊数分布

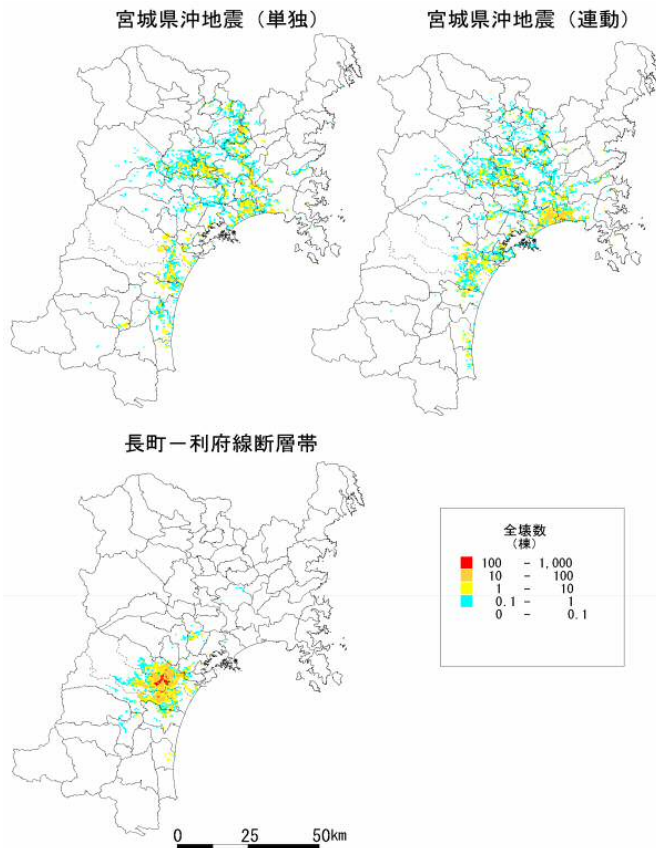
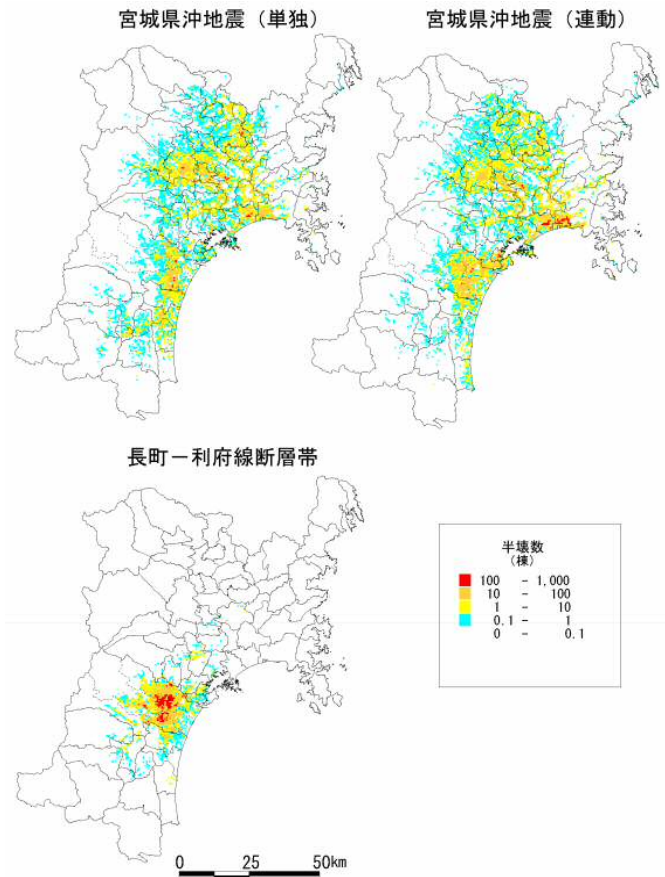


図 1-1-10 揺れと液状化による全建築物の半壊数分布



(3) 登米市における地震被害想定

① 震度・液状化の想定

「宮城県地震被害想定調査に関する報告書（平成 16 年 3 月、宮城県防災会議地震対策等専門部会）」による登米市の被害想定を整理した。

震度は、平均震度については単独、連動とも大きな差はないが、地域によって単独が大きいもの、連動が大きいものに分かれている。基本的には北上川右岸と左岸で大きな差が見られ、右岸側では単独、連動とも 70%以上の地域が震度 6 弱以上となっている。特に南方地域においてはほとんどが震度 6 弱以上となっている。また、液状化についてみると、震度と同じ傾向が伺え、北上川右岸側の PL 値が高くなっている。想定震度の高い地域においては、建物の耐震性に十分に配慮する必要がある。特に避難所となる施設等については耐震化を促進する必要がある。

表 1-1-14 液状化危険度判定区分

危険度ランク	かなり低い	低い	やや高い	高い	極めて高い
PL 値	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤10	10<PL≤20	20<PL
調査および対策の必要性	液状化に関する詳細な調査は不要。	特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。	重要な構造物に対しては、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般的に必要。	構造物に対しては、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般的に必要	液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

※PL 値：液状化指数

表 1-1-15 地域別の震度・液状化・斜面・造成地予測結果一覧表(宮城県沖単独)

地域	震 度			液状化		斜面(ランク別箇所数)			造成地(ランク別建物棟数)		
	平均震度	震度6強 以上面積 率(%)	震度6弱 面積率 (%)	平均PL値	PL>20 面積率 (%)	A	B	C	A	B	C
旧 迫 町	5.74	17.49	67.19	8.84	16.58	30	1	0	0	0	0
旧登米町	4.99	0.00	18.58	3.27	7.16	19	42	46	0	0	0
旧東和町	4.84	0.00	8.42	0.62	0.74	23	42	91	0	0	0
旧中田町	5.55	1.15	75.84	8.36	12.36	6	2	2	0	0	0
旧豊里町	5.53	14.10	55.93	6.09	11.34	16	15	15	0	0	0
旧米山町	5.81	31.41	60.18	11.53	27.60	9	1	0	0	0	0
旧石越町	5.70	19.43	59.40	11.09	30.86	6	2	4	0	0	0
旧南方町	5.87	22.99	72.27	12.13	22.52	16	1	0	0	0	0
旧津山町	4.84	0.00	13.03	0.71	1.02	8	26	83	0	0	0
登米市計	—	—	—	—	—	133	132	241	0	0	0

資料：宮城県地震被害想定調査(平成16年)

表 1-1-16 地域別の震度・液状化・斜面・造成地予測結果一覧表(宮城県沖連動)

地域	震 度			液状化		斜面(ランク別箇所数)			造成地(ランク別建物棟数)		
	平均震度	震度6強 以上面積 率(%)	震度6弱 面積率 (%)	平均PL値	PL>20 面積率 (%)	A	B	C	A	B	C
旧 迫 町	5.76	5.98	89.62	8.48	16.59	26	5	0	0	0	0
旧登米町	5.10	0.00	33.57	3.86	7.16	21	43	43	0	0	0
旧東和町	4.79	0.00	3.58	0.53	0.74	18	46	92	0	0	0
旧中田町	5.5	0.00	66.95	7.95	10.73	6	2	2	0	0	0
旧豊里町	5.53	1.31	68.60	5.92	12.33	16	15	15	0	0	0
旧米山町	5.77	17.80	70.23	11.13	24.56	9	1	0	0	0	0
旧石越町	5.56	0.00	67.76	9.83	19.80	5	2	5	0	0	0
旧南方町	5.86	22.22	76.62	11.19	22.52	15	2	0	0	0	0
旧津山町	4.97	0.00	17.10	0.88	2.04	11	23	83	0	0	0
登米市計	—	—	—	—	—	127	139	240	0	0	0

資料：宮城県地震被害想定調査(平成16年)

② 建物被害予想

単独、連動ともに想定震度が高い地域において、建物の全半壊数も多くなる傾向にある。

表 1-1-17 地域別の建物被害予想結果

地域	全建物(揺れ+液状化)							
	宮城県沖単独				宮城県沖連動			
	全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)	全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)
旧 迫 町	216	1.83	1,416	11.96	89	0.75	844	7.13
旧登米町	18	0.42	51	1.22	21	0.49	83	1.97
旧東和町	0	0.00	12	0.17	0	0.00	7	0.09
旧中田町	25	0.40	198	3.20	25	0.41	177	2.87
旧豊里町	29	0.51	338	5.96	16	0.28	341	6.02
旧米山町	114	1.20	1,088	11.43	81	0.85	881	9.25
旧石越町	40	0.89	314	7.02	16	0.36	158	3.52
旧南方町	103	1.93	738	13.85	82	1.54	624	11.70
旧津山町	3	0.09	17	0.55	7	0.21	43	1.35
登米市計	548	0.96	4,172	7.28	337	0.59	3,158	5.51

資料：宮城県地震被害想定調査(平成16年)

1-4 直下型地震の被害想定

直下型地震の特徴は、海溝型地震に比べて規模が小さく、震源から地表面までの深さは20キロメートルから30キロメートル程度と予想される。しかし、震源が浅いため地表面に大きな地震動（地盤の震動）が作用し建物や道路、水道、下水等のライフラインに大きな被害をもたらすことになる。

地震によって建物が倒壊する主な原因に地震動と建物の固有周期が一致して、建物が共振する現象がある。建物が共振すると建物の揺れは増幅され、時間の経過と共に建物の揺れは増大する。木造住宅や中低層の建物の固有周期は0.2～0.5秒程度で、直下型地震はこのような周期の震動からなるので建物は地震動を受けて共振しやすい傾向があるため、海溝型の巨大地震より被害が甚大となることが想定される。

2. 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

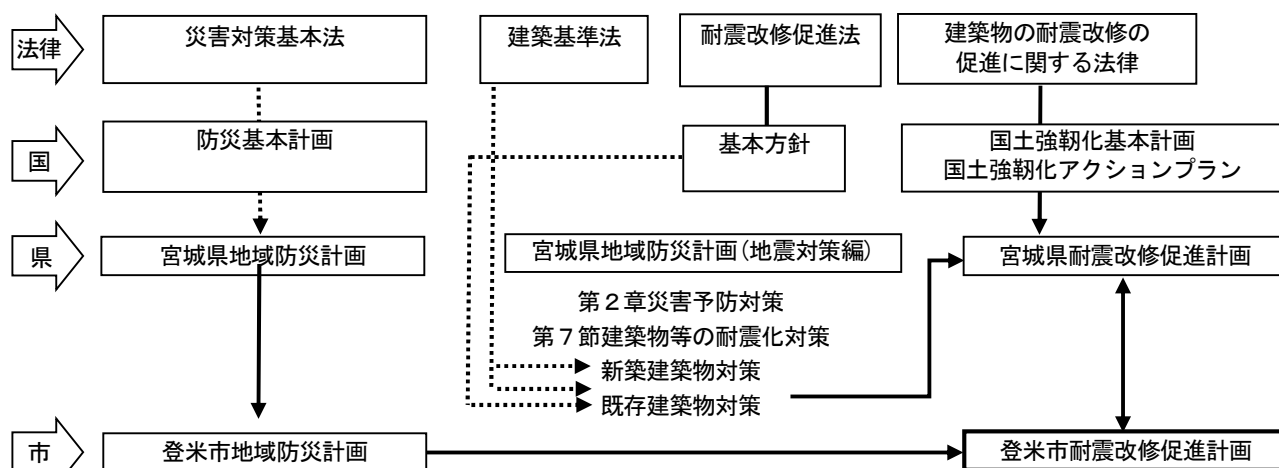
本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市、県、他市町村及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための方針を定めることを目的とする。

2-2 計画の位置づけと期間等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づいて策定するものであり、「登米市地域防災計画（震災対策編）」（令和3年3月改定）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

計画の位置づけと期間等



(2) 計画の期間

本計画の対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とする。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などにより、必要に応じて本計画を見直すものとする。

(3) 対象地域と対象建築物

① 対象地域

市内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、第3次被害想定調査において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域、木造住宅密集地域、防火・準防火地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とする。

② 対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。なお、原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日（昭和56年6月1日）より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする。

住宅

- 住宅（大規模な分譲共同住宅を含む）。

多数の者が利用する特定建築物

耐震改修促進法第14条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条で定める規模等の要件に該当するもの「特定既存耐震不適格建築物」。

- 多数の者が利用する建築物（学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅（共同住宅に限る。）等）で一定規模以上のもの。
- 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。
- 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物。

その他の建築物

その他の建築物については、以下のとおりとする。

- 被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物。
- 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設。
- 多数の者が利用する施設。
- 形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物。

公共建築物(市有建築物)

公共建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定める。

- 防災拠点となる施設。
- 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設。
- 多数の者が利用する施設。
- その他の施設。

なお、市有建築物は、次の項目すべてに該当するものとする。ただし、施設管理者が特に認めた場合はこの限りではない。

- 原則として、非木造で、2階以上又は延べ面積200平方メートル超の建築物。
- 災害発生時の防災対策施設、避難施設、医療施設等大規模災害時において重要度が高い施設とするほか、不特定多数の人々が集まる建築物等、災害発生時に甚大な人的被害の恐れのある建築物。

地域避難所

- 自主防災組織の拠点となる地域避難所（地区集会所等）。

2-3 基本方針及び計画の目標

(1) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための基本方針

住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建築物の所有者又は管理者によって行われることを基本とする。

建築物の所有者又は管理者は、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や地域避難所（地区集会所）等の多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

市は、市民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、相談等による技術的な支援を行うとともに、公共的な観点から必要がある場合については、補助金等の財政的な支援を行う。

(2) 主体別の役割

市及び県、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努める。

登米市

- ① 本市の住宅や建築物、道路基盤の現況と地震被害予想を勘案のうえ、本計画により、耐震化の促進に向けた取り組みを推進する。
- ② 宮城県建築物等地震対策推進協議会活動への参画により、建築物の耐震化の促進を図る。
- ③ 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置をしており、今後も支援の拡充・充実を図る。
- ④ 対象木造戸建住宅の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握に努める。
- ⑤ 市有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施するとともに、地域住民の自主防災組織の拠点となる地域避難所等の耐震化を支援する。
- ⑥ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

宮城県

- ① 市町村が市町村計画を策定するに当たり、助言及び技術的支援を行う。
- ② 行政、建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」（以下「協議会」という）を活用し、宮城県耐震改修促進計画の円滑な推進を図る。
- ③ 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊・住宅リフォーム推進協議会」への指導・助言を行う。
- ④ 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- ⑤ 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図る。
- ⑥ 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- ⑦ 所管行政庁として、耐震改修促進法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定、指導、助言等を行う。
- ⑧ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

建築関係団体

- ① 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- ② 協議会活動への参画及び市と連携した「宮城県住宅耐震隊・住宅リフォーム推進協議会」の活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- ③ 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

建築所有者等

- ① 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(3) 耐震化の目標

① 住宅

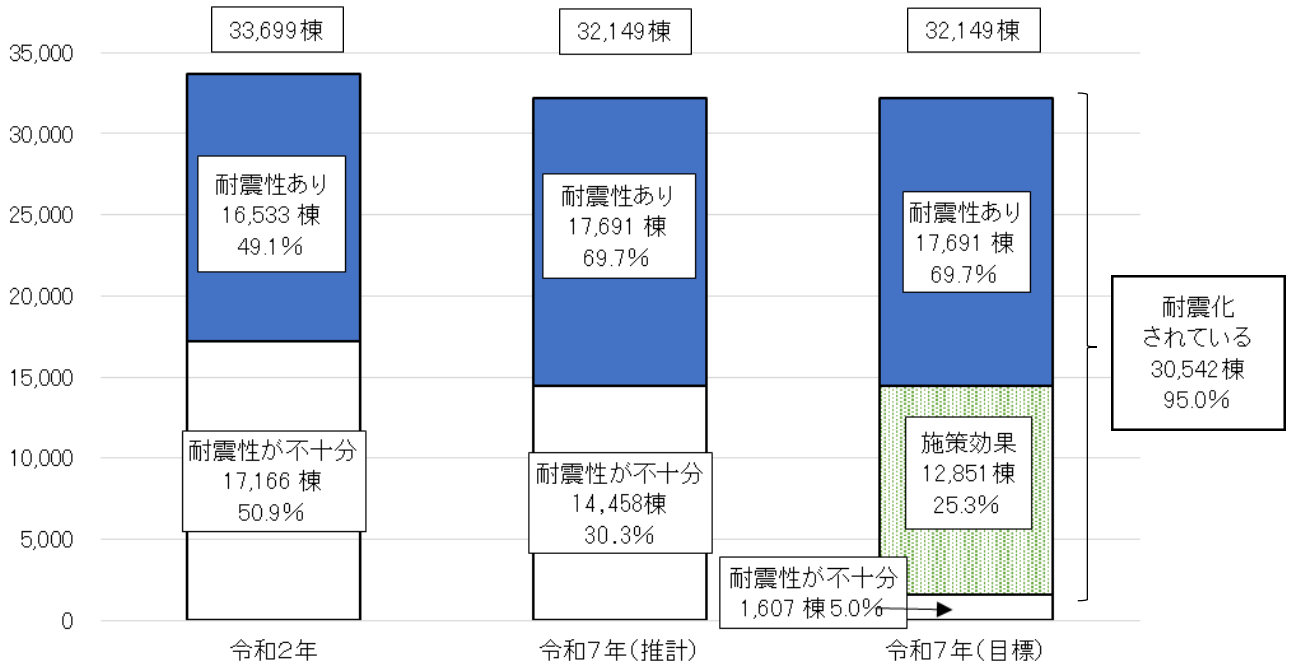
本市の住宅の耐震化の状況は表 1-2-1 に示すとおりである。令和 7 年度末までに住宅の耐震化率を 95%以上にすることを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、家屋課税状況並びに耐震改修の状況を踏まえ、定期的に確認し、進行管理を行う。

表 1-2-1 住宅の耐震化率の目標

現況の耐震化率	目標とする耐震化率
65.1%	95%以上

注) 現況の耐震化率は、令和元年登米市家屋課税台帳による。



② 多数の者が利用する特定建築物

本市の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況は表 1-2-2 に示すとおりであり、令和 2 年度末で 98.9% となっており、市有建築物は耐震化を完了している。

今後も大規模な地震の発生が予想されていることから、倒壊した場合に影響の大きい多数の者が利用する建築物について、引き続き耐震化の状況を把握していくとともに、耐震化が図られるよう働きかけていく。

表 1-2-2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率

区 分		現況の耐震化率 (令和 2 年度末)
防災対策施設	市役所、町役場、警察署、消防署等	100.0%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	100.0%
医療施設	病院・診療所	100.0%
社会福祉施設等	老人ホーム等	100.0%
不特定多数人員収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	100.0%
特定多数人員収容施設	事務所、工場、共同住宅、寄宿舍等	93.3%
	うち、共同住宅等	100.0%
合 計		98.9%

③ 市有特定建築物

本市の市有特定建築物の耐震化の状況は、表 1-2-3 に示すとおりである。

本市では、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進めてきた結果、市有特定建築物の耐震化率は 100% となっている。

表 1-2-3 市有特定建築物の耐震化状況

区 分	全棟数	昭和56年以前 の棟数	うち、耐震性を 満たす棟数	昭和57年以降 の棟数	耐震化率 (C+D)/A
	A	B	C	D	
庁舎（本庁舎・総合支所、消防署等）	6	2	2	4	100.0%
学校（小学校・中学校）	43	26	26	17	100.0%
体育館・武道館	4	1	1	3	100.0%
病院	3	0	0	3	100.0%
社会福祉施設	1	0	0	1	100.0%
保育所・幼稚園	1	0	0	1	100.0%
共同住宅	9	2	2	7	100.0%
公会堂・集会所	3	1	1	2	100.0%
その他	5	2	2	3	100.0%
合 計	75	34	34	41	100.0%

④ 地域避難所(地区集会所等)

本市において、地域避難所(地区集会所等)の耐震化が進んでいない状況にある。また、地域避難所(地区集会所等)は、施設災害時の自主防災組織の活動の拠点としての役割を担うものであり、地域の防災力を高めるためにも地域避難所(地区集会所等)の耐震化が進んでいないことが喫緊の課題として挙げられる。

各地域における安全・安心を確保するため、地域避難所(地区集会所等)の全施設耐震化を図ることを目標とし、計画的に耐震化を進めるため、継続した普及啓発に努める。

表 1-2-4 地域避難所(地区集会所等)の耐震化状況

地域名	集会所数 A	旧耐震基準 B	新耐震基準 C = A - B	現状耐震化率 E = C / A (%)
迫地域	63	30	33 (耐震改修1件含)	52.4%
登米地域	28	12	16	57.1%
東和地域	27	8	19	70.4%
中田地域	65	22	43	66.2%
豊里地域	19	11	8	42.1%
米山地域	48	28	20	41.7%
石越地域	21	6	15	71.4%
南方地域	30	8	22	73.3%
津山地域	15	8	7	46.7%
合計	316	133	183	57.9%

2-4 課題の整理

多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、平成 27 年に策定した計画の目標値 95% を達成している。しかし、住宅の耐震化率は目標値 95% に対し 65.1% と、平成 27 年の現況値 55.1% から約 10% しか向上していない。

見直しにあたって、平成 27 年度に実施された市民アンケート調査の結果から以下の内容が耐震化率向上への課題として引き続き考えられる。

(1) 住宅所有者の高齢化

市民アンケート調査では、昭和 56 年以前に建築された住宅に居住する人のうち、7 割以上が 60 歳以上の高齢者となっている。これらの世帯では、「耐震改修工事にかかる費用の確保が困難である」ことや、「住宅の後継者がいない」などの理由で、耐震化に踏み切れない高齢者が多くみられる。

(2) 耐震改修工事費用の確保

市民アンケート調査では、耐震診断・改修工事を実施しない理由として、「費用負担」が最も大きな理由となっている。また、耐震化に関する施策で利用してみたいものでは、「耐震診断・改修工事の補助事業」が多く、住宅所有者の金銭的な負担を軽減する施策が求められる。

(3) 耐震改修の必要性に関する認識不足

市民アンケート調査では、昭和 56 年以前に建築された住宅に居住する人のうち約 4 割が、大地震により住宅が被害を受けることについて、「不安はない」としており、現存する建築物が東日本大震災に被害がなく耐えられたことが要因と考えられる。しかし、将来発生が高い確率で予想される宮城沖地震など、いつどこで発生するか分からない大地震に備える必要があること、その際、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建築物がより大きな被害を受ける可能性が高いことなどを、周知する必要がある。

(4) 耐震診断・耐震改修補助事業の認知不足

市民アンケート調査では、耐震診断・改修工事費用の補助事業を認知していた割合が約 2 割にとどまっており、あまり周知されていない状況が伺える。耐震改修費用の自己負担の軽減を図るためにも、助成事業や税制優遇に関する情報提供を充実させ、周知を図る必要があると考えられる。

第2章 耐震化促進施策の内容

1. 住宅

1-1 普及・啓発

市は、本計画における目標（令和7年度末までに住宅の耐震化率95%）達成に向け『登米市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）』を策定し、毎年度、耐震化促進事業の具体的な取り組みと、支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進める。

また、策定したアクションプログラムに基づき、パンフレット、ホームページなどの多様な手段により所有者、居住者等に耐震化の必要性・重要性について啓発するとともに、耐震診断及び耐震改修に関する情報、助成制度や支援対策等の情報を合わせて提供することにより耐震化目標達成に向けた普及促進を図る。

1-2 耐震診断の促進

市は、耐震診断の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。

令和2年度までの事業実績をみると（表2-1-3参照）、平成23年以降減少しており、今後も引き続き事業を実施するとともに、広く周知を図っていく必要がある。

表2-1-1 木造住宅耐震診断助成事業の概要

木造住宅耐震診断助成事業			
内 容	耐震診断士を現地に派遣して住宅を診断する		
対象住宅	昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された木造戸建て住宅で、平屋から3階建てのものまで		
費用負担	○延床面積 200㎡以下	【個人負担】	8,400円
	○延床面積 200㎡超～270㎡以下		18,900円
	○延床面積 270㎡超～340㎡以下		29,300円
	○延床面積 340㎡超		39,800円
受付期間	毎年度、年末までの申込受付		

1-3 耐震改修の促進

市は、耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。

令和2年度までの事業実績をみると（表2-1-3参照）、平成21年以降10件未満で推移しており、今後も引き続き事業を実施するとともに、広く周知を図る必要がある。

表2-1-2 木造住宅耐震改修工事助成事業の概要

木造住宅耐震改修工事助成事業	
内 容	耐震改修工事を行う場合に費用の一部を助成する
対象住宅	耐震診断(簡易診断を除く)を受け、耐震改修工事が必要と診断された住宅
助成金額	耐震改修費用の68.0%「上限85万円」を助成する。 ※加算制度が設けられており、同時に10万円以上のリフォーム工事を行う場合に最大25万円が加算される。
受付期間	毎年度、年末までの申込受付

表 2-1-3 住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績

(単位:件)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	小 計
耐震診断事業実績件数	42	17	19	28	33	21	59	22	9	10	4	264
耐震改修工事実施件数	15	4	6	10	6	6	3	5	6	2	2	65

区 分	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合 計
耐震診断事業実績件数	10	6	14	6	7							307
耐震改修工事実施件数	5	1	1	4	3							79

2. 多数の者が利用する特定建築物

2-1 普及・啓発

市は、宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、多数の者が利用する特定建築物の所有者、利用者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、多数の者が利用する特定建築物の耐震診断・耐震改修の必要性については、建築物所有者等に十分に周知する。

また、県と連携しながら、所有者・管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備するよう努めると共に、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物について、工場等で届出が不要な場合もあることから、消防担当部署等との連携を図りながら実態を把握するよう努める。

2-2 耐震診断及び耐震改修の促進

市は、耐震診断の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討する。

3. その他の建築物

3-1 普及・啓発

市は、宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、建築物の所有者、利用者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性については、建築物所有者等に十分に周知する。

3-2 耐震診断及び耐震改修の促進

市は、耐震診断の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努める。

4. 公共建築物（市有建築物）

4-1 台帳の整備

市は、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備する。

5. 地域避難所（地区集会所）

5-1 台帳の整備

市は県と連携しながら、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行う。

5-2 耐震改修の促進

地域における自主防災組織の拠点となる地域集会施設の耐震化の促進については、助成制度を活用しつつ、計画的に耐震化を図るよう継続した普及啓発に努める。

6. 地震時に通行を確保すべき道路

市は、県が指定した緊急輸送道路及び「登米市地域防災計画（震災対策編）」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）として選定されたものについて、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして把握するよう努める。

7. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

市は、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、対策を推進する。

また、市内に指定されている土砂災害危険箇所等の情報をホームページで提供するなど、被害の未然防止や減災対策の啓発を行います。

表 2-1-4 登米市がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

登米市がけ地近接等危険住宅移転事業											
内 容	がけ地の崩壊等(土石流を含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅(以下「危険住宅」という。)の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者(以下「移転者」という。)に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を交付するもの										
対象住宅	がけ地の崩壊等により危険が著しいため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第40条の規定に基づき、建築基準条例(昭和35年宮城県条例第24号)第5条第1項で建築を制限している区域に存する既存不適格住宅										
費用負担	<p>①除去費等 危険住宅の除去および移転等に要する費用 上限 97万5千円</p> <p>②建物助成費 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)のため、金融機関等から融資を受けた場合の当該借入金利子に相当する費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">特殊土壌地帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上限 421万円</td> <td style="text-align: center;">上限 731万8千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔住宅購入/ 325万円〕</td> <td style="text-align: center;">〔住宅購入/ 465万円〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔用地購入/ 96万円〕</td> <td style="text-align: center;">〔用地購入/ 206万円〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〔用地造成/60万8千円〕</td> </tr> </tbody> </table>		特殊土壌地帯	上限 421万円	上限 731万8千円	〔住宅購入/ 325万円〕	〔住宅購入/ 465万円〕	〔用地購入/ 96万円〕	〔用地購入/ 206万円〕		〔用地造成/60万8千円〕
	特殊土壌地帯										
上限 421万円	上限 731万8千円										
〔住宅購入/ 325万円〕	〔住宅購入/ 465万円〕										
〔用地購入/ 96万円〕	〔用地購入/ 206万円〕										
	〔用地造成/60万8千円〕										

第3章 啓発及び知識の普及に関する施策

1. 地震ハザードマップの活用

市は、市民及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震ハザードマップ」という）を平成20年に作成し、市内全世帯に配布していることから、引き続き地震ハザードマップを活用し、地震への備えに関する必要性の啓発及び知識の普及を図るよう努める。

2. 啓発及び知識の普及

防災情報の入手に、ラジオや広報を活用している人が多いことから耐震改修に関する住宅への助成事業を広く周知するため、今後は、パンフレットの配布、市のホームページや広報、各総合支所で行われる行政区長会、ローカルFM局（はっとエフエム）の情報番組等を活用した情報提供の充実を図るとともに戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）を実施し、今後もできるだけ多数の市民、建物所有者に情報が提供されるよう、提供する情報の充実を図る。

3. 技術者の養成

市及び県、建築関係団体は、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会の実施、現場における技術指導等により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図る。

市は、宮城県が開催する「みやぎ木造住宅耐震診断士」養成講習会、「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成講習会への参加を積極的に勧め、市内での技術者養成、確保に務める。

4. 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅で家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

市は、地震による家具の転倒や家具のガラスの飛散などの室内での被害を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法、飛散防止フィルムの貼り付け方等）についての必要な情報提供を行い、市民の意識啓発を図る。

さらに、居住空間における一時的な避難スペース確保の方法のひとつとして、耐震シェルター、防災ベッド、耐震テーブルなどの防災用具の周知、普及に努める。

5. 町内会、NPO等との連携に関する方針

市は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、支援等を行うよう努める。

6. 高齢者世帯への支援の方針

耐震化が必要な旧耐震基準住宅の所有者の多くは高齢者となっており、耐震化促進を図る上で、高齢者を対象とした支援や普及・啓発活動が必要であると考えられる。

市では、高齢者の防災及び地震被害の備えに対する意識の向上を図る啓発活動により高齢者の防災意識を向上させるとともに、既存の補助事業、税制優遇などの周知を行うことにより、住宅の耐震化促進を図る。

また、住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度について、制度の周知と活用促進を図り、高齢者の耐震改修への意欲向上を図る。

高齢者向け返済特例制度の概要（住宅金融支援機構）：満60歳以上の方が自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、返済期間を申込人（連帯債務者を含む）全員の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに一括して返済する制度。

第4章 宮城県との連携

1. 宮城県との連携

1-1 宮城県との連携

市は、耐震化の促進を図るため、法に基づく指導等を行う建築物の情報共有に努め、円滑に執行されるよう宮城県との連携を深めるよう努める。

2. 宮城県が実施する事項

2-1 指導・助言の方法

宮城県は、指導・助言の対象建築物の選定に当たっては、災害時の拠点となる建築物、緊急輸送道路を閉塞する可能性のある建築物、危険物の貯蔵・処理の用途に供する建築物などで耐震性能の低いものを震災時の影響を勘案して優先的に行う。

2-2 指示・公表の方法

宮城県は、表 4-1-1 に示す特定既存耐震不適格建築物のうち必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、文書により必要な指示を行う。

また、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、必要に応じその旨を広報への登載及びホームページへの掲載等により公表する。

なお、その所有者が指示を受けて直ちにその内容を実施していない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、その計画が確実に実施される見込みがある場合等には、その計画内容等を勘案し公表の判断を行う。

2-3 報告・検査等の方法

宮城県は、指示又は公表を行うに際して、必要に応じて特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に立ち入り、検査させる。

2-4 勧告又は命令の方法

宮城県は、耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、特定既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修を行わない場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である又は危険となるおそれがあると認められる場合には、必要に応じて建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令を行う。

表 4-1-1 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ1,000㎡以上	階数 1 以上かつ2,000㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ1,000㎡以上	階数 2 以上かつ2,000㎡以上	階数 2 以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター、その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ500㎡以上	階数 2 以上かつ750㎡以上	階数 2 以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設				
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	500㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

第5章 関連施策

1. 宮城県建築物等地震対策推進協議会との連携・活用

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立した。

平成17年6月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織した。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでいる。

市は、協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

会 員(順不動)

- 学識経験者：東北工業大学 名誉教授 田中 礼治
東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田 匡樹
宮城県土木部 次長（技術担当）
- 行政団体：宮城県（関係各課）、県内全市町村関係各課（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）
- 建築関係公益法人：(社)宮城県建築士会、(社)宮城県建築設計事務所協会、(社)日本建築家協会東北支部宮城地域会、(社)日本建築構造技術者協会東北支部、(社)日本建築積算協会東北支部、(社)建築設備技術者協会東北支部、(社)空気調和・衛生工学会東北支部、(社)宮城県建設業協会、宮城県建設職組合連合会、宮城県住宅供給公社、(財)宮城県建築住宅センター、(社)日本技術士会東北支部（衛生工学・環境・上下水道部会）、(社)全国宅地擁壁技術協会東北支部、(社)電気設備学会東北支部、(独)住宅金融支援機構、東日本構造物調査診断協会、宮城県瓦工事業組合、宮城県優良住宅協会 (社)東北建築構造設計事務所協会
- 建築物所有者団体：仙台ビルディング協会、宮城県私立中学高等学校連合会、(社)宮城県専修学校各種学校連合会、日本チェーンストア協会東北支部、宮城県商工会議所連合会仙台商工会議所、(社)日本旅館協会東北支部連合会、宮城県病院協会

令和2年4月1日現在

2. ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県、建築関係団体は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、スクールゾーン等におけるコンクリートブロック塀等の耐震安全性についての実態調査を引き続き行い、危険性のあるものについてはその結果を所有者等に通知すると共に必要に応じて個別に訪問し、できるだけ早期にその改善を図るよう促す。

地震発生時のブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀等を除去して、安全性を確保する場合に除去費用について一定額を補助する。

表 5-3-1 登米市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業の概要

	登米市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業	
	ブロック塀等の撤去	生垣等の設置
補助対象	①公衆用道路等沿いに設置され道路からの高さ1メートル(擁壁上の場合は0.6メートル)以上のもの ②平成14年度以降に行った、又は今後行うブロック塀等実態調査において、総合評価がD又はE判定を受けたもの ③一部除却をする場合には、当該ブロック塀をその接する道路面から50センチメートル以下の高さにする場合	①生け垣を設置する場合は、高さ1メートル以上の苗木を用いて50センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定するもの ②フェンス及び板塀等を設置する場合には、高さ60センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定するもの
助成内容	倒壊の恐れがある危険なブロック塀等を取り壊す場合、その費用の一部を補助 補助額=4,000円/㎡ 上限=15万円 ※小学校のスクールゾーン内の指定通路の場合は、最大37,000円の加算 (宮城県費による加算)	危険なブロック塀等の撤去に伴い、新たに塀の設置を行う場合、その一部を補助 補助額=4,000円/m 上限=10万円

表 5-3-2 危険ブロック事業の実績

(単位:件)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	小計
除却事業	7	1	4	3	2	3	10	1	0	0	0	31
設置事業	4	1	4	2	2	0	10	1	0	0	0	24

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
除却事業	1	0	9	11	13							65
設置事業	1	0	7	8	11							51

3. 非構造部材（落下物）及び建築設備の耐震対策

平成17年8月16日に発生した地震で県内の複合健康施設つり天井の落下により、35人が負傷し、平成23年3月11日の東日本大震災でも、非構造部材の脱落による被害が多発し、対策の必要性が再認識されているところである。

このように、最近の大規模地震において、落下転倒が後を絶たないことから、市は宮城県と連携し、特殊建築物の定期報告制度を補完する「非構造部材（落下物）と建築設備の耐震点検マニュアル」の普及を図り、落下・転倒防止対策の実施に努める。

4. 被災建築物・宅地の応急危険度判定

市は、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図るよう努める。